

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 27 年 5 月 11 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオン新潟青山ショッピングセンター
所在地 新潟市西区青山二丁目 5 番 1 号 外
設置者 イオンリテール株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前：イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典
変更後：イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前：新潟県新潟市西区青山字道下 172 外
変更後：新潟県新潟市西区青山二丁目 5 番 1 号 外

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前：イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典
変更後：イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

3 変更年月日

- (1) 及び(3) 平成 27 年 2 月 1 日
- (2) 昭和 58 年 12 月 5 日

4 変更の理由

- (1) 及び(3) 代表取締役の変更による
- (2) 住居表示の変更による

5 届出年月日

平成 27 年 4 月 21 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

平成 27 年 5 月 11 日から平成 27 年 9 月 11 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp